

京都市野外活動施設京北山国の家の利用料金に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和5年2月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第54号

京都市野外活動施設京北山国の家の利用料金に関する規則を廃止する規則

京都市野外活動施設京北山国の家の利用料金に関する規則は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部生徒指導課)